

## 水産業共同施設整備事業費補助金採択基準

### 第1 趣旨

水産業共同施設整備事業費補助金については、「静岡県水産業振興事業費補助金交付要綱」及び「静岡県水産業共同施設整備事業費補助金取扱要領」に定めるものであるが、その採択についての詳細はこの基準により取り扱うものとする。

### 第2 採択方針

「静岡県水産業振興事業費補助金交付要綱」別表1の経費欄に掲げる事業のうち、水産業の推進及び活性化に資するものとして第3採択基準の各項に該当する事業を補助の対象とする。ただし、国庫補助事業において採択可能な事業は原則として補助の対象としない。

### 第3 採択基準

#### (1) 事業効果

次のアからオのいずれかの事業効果が図られる事業とする。

##### ア 水産資源の維持・培養に寄与する事業

資源管理、増養殖の向上が図られる施設整備事業

##### イ 生産性の向上に寄与する事業

生産量・取扱量増大、迅速化、省力化が図られる施設整備事業

##### ウ 消費者ニーズに寄与する事業

安定供給、食品安全、品質向上が図られる施設整備事業

##### エ 経営の改善に寄与する事業

経費削減、人件費節約、増収又は消費の拡大・普及啓蒙が図られる施設整備事業

##### オ 環境の改善に寄与する事業

水産業従事者の資質向上、健康管理又は作業環境の向上、情報伝達機能向上、公害防止、資源の有効活用又は自然環境問題への対応が図られる施設整備事業

#### (2) 受益者

10人以上の受益者があるものとする。

#### (3) 事業実施年度

単年度事業とする。

#### (4) 事業規模

事業費が過小又は過大であるため補助による事業効果が期待されないと思われるものは補助の対象としない。

#### (5) 対象施設

耐用年数が4年以上の施設及び機械設備とする。ただし、既存施設の単なる更新及び修理、事務所(対象施設の直接の管理又は運営に使用するものを除く)、調査費、解体費、用地費、借地料、消耗品費等は対象としない。また、個人施設若しくは目的外使用のおそれの多いものについても補助の対象としない。

#### 第4 補助額

「静岡県水産業共同施設整備事業費補助金取扱要領」第2(2)の「知事が特に認める場合」とは、次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公害防止施設整備事業、省資源・省エネルギー対策に寄与する施設整備事業、及び自然環境問題に対する施設整備事業等社会問題、環境問題に対応する場合
- (2) 国庫補助事業等規模の大きな事業との合併施工又はその付帯設備の整備をすることにより事業効果の向上する場合
- (3) 複数の施設を合併施工することにより事業効果の向上する場合
- (4) 新規事業の展開に伴う施設設備事業並びに最新技術機器及び新製品製造設備の導入等の先駆的事业である場合
- (5) (1)から(4)以外の場合であって、公益性・公共性が著しく高く、水産業活性化のため特に重要であると認める場合

#### 第5 事業規模

第4に該当する場合にあつては、事業費は50,000千円を上限とする。